

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 15 日

都道府県市町村税主管課（部） 御中
都道府県介護保険主管課（部） 御中
都道府県国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

総務省自治税務局市町村税課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を一括中止する市町村について

今般の東日本大震災により被害を受けた市町村が徴収する介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）並びに個人住民税については、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について」（平成 23 年 3 月 31 日付け総務省自治税務局市町村税課・厚生労働省老健局介護保険計画課・保険局国民健康保険課・保険局高齢者医療課事務連絡）において、6 月及び 8 月に支払われる公的年金からの特別徴収を一括して中止することを可能としたこととお示ししたところですが、特別徴収を一括して中止する市町村は下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

つきましては、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

記

- 1 岩手県
陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町
- 2 宮城県
石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町、南三陸町
- 3 福島県
南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村